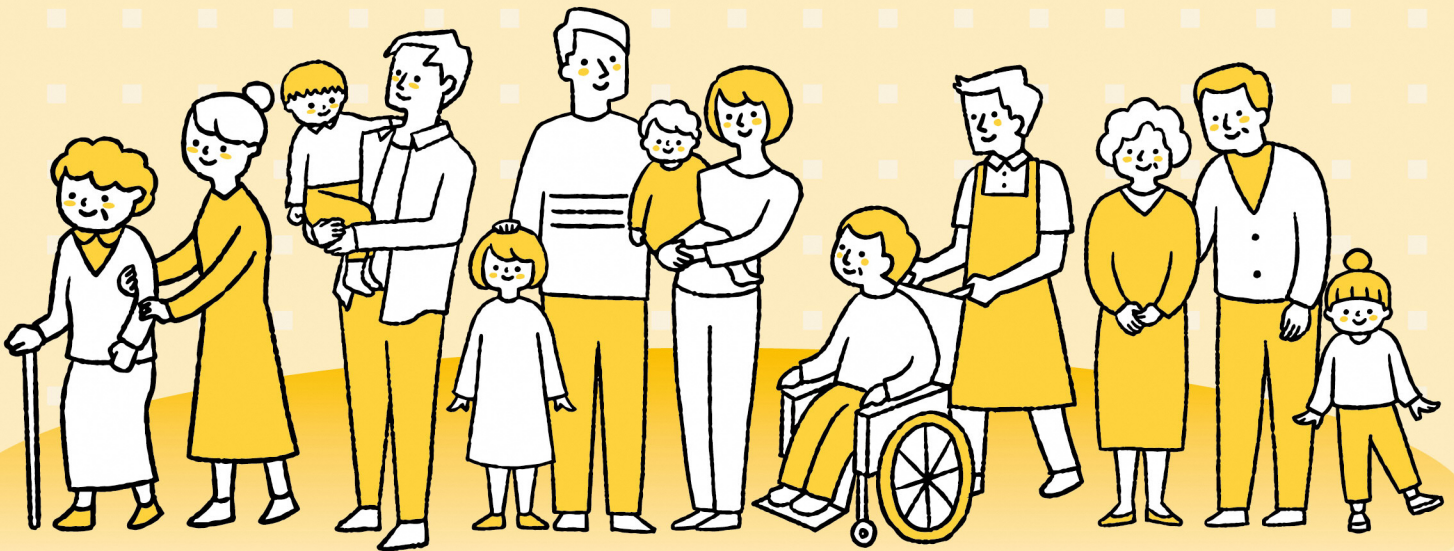


Kishiwada 不 Evacuation

岸和田市避難行動 要支援者支援プラン

〈概要版〉



不 岸和田市

1. 基本的な考え方

●避難行動要支援者支援プランの目的

避難行動要支援者の避難支援のため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的とします。

また、国の指針及び「岸和田市地域防災計画」を踏まえ、災害時に自らの身は自ら守る「自助」、地域（近隣）住民による支援「共助」を基本とし、行政支援等の「公助」を併せ、避難行動要支援者支援のための指針とします。

避難行動要支援者支援プランの対象となる避難行動要支援者

岸和田市に居住し、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

ア.1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所持する視覚障害者（児）、聴覚障害者（児）、肢体不自由者（児）

イ. A 判定の療育手帳を所持する者（児）

ウ. 要介護 3・4・5 の認定を受けている者

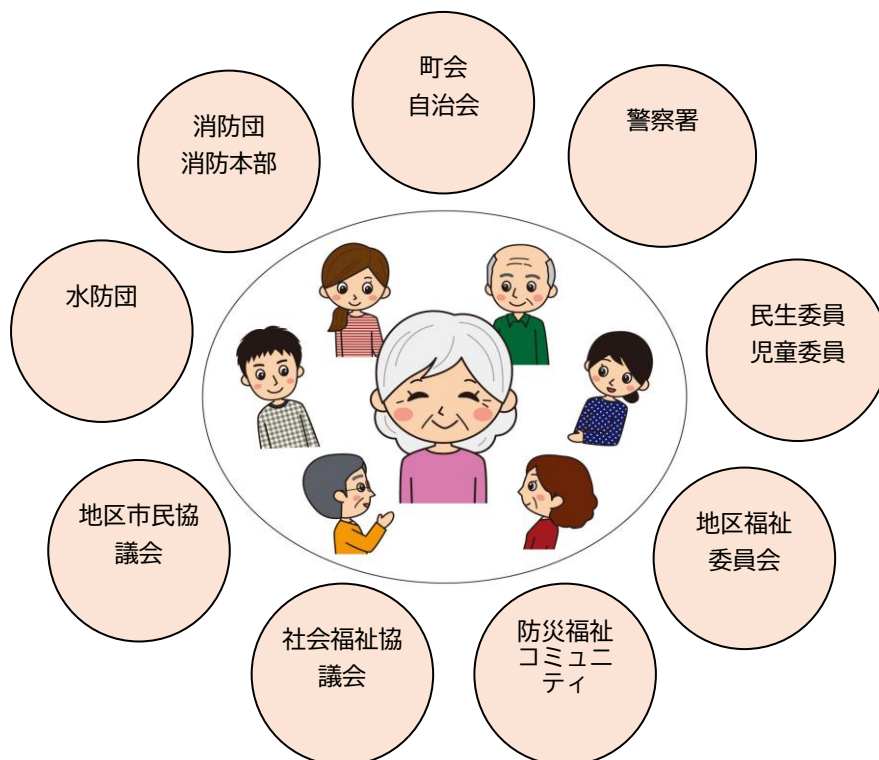
エ. 1 級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者（児）

オ. 岸和田市に居住し、生活の基盤が自宅にある「要配慮者」の中で、自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者

なお、オについては、避難行動要支援者支援にかかる仕組みの周知に努め、地域で見守り活動を行っている民生委員・児童委員、地区福祉委員会、町会・自治会などの協力を得ながら、該当者の確保を図るものとする。

（要配慮者）

災害発生時に、自分の身を守るための行動が取りにくい人々のことで、障害者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人等をいう。



避難行動要支援者支援のイメージ

2. 避難行動要支援者支援の体制と役割

●推進体制

市は、支援対策を推進するため、避難行動要支援者支援連絡会議を設置します。

同会議は、市の関係部局及び社会福祉協議会の職員で構成しますが、体制の整備推進には、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会等の関係者の参加を得ながら進めます。

●支援に関する連携と役割

市、地域の避難支援等関係者及び関係機関等は、日頃から関係者と連携を深めながら、相談及び協力体制の構築等を行い、災害発生時には、避難誘導、安否確認等、役割に基づく活動を実施します。

避難行動要支援者支援に関する役割

<市の役割>

- ・防災担当部門（避難情報の伝達、避難所開設指示等）
- ・福祉担当部門（相談、情報提供、ニーズ対応等）
- ・保健衛生担当部門（健康相談等）
- ・消防本部・消防団・水防団（消防・水防・救助活動）

<地域の避難支援等関係者の役割>

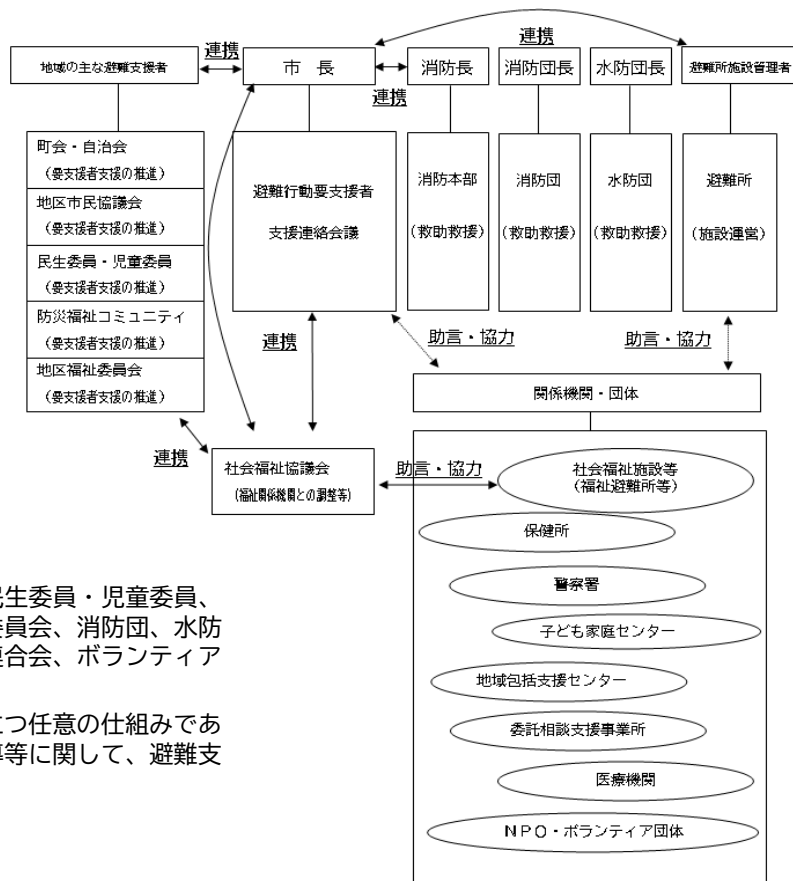
- ・町会・自治会（避難誘導、安否確認等）
- ・地区市民協議会（避難誘導、安否確認等）
- ・民生委員・児童委員（日頃からの声かけ、見守り等）
- ・防災福祉コミュニティ（避難誘導、安否確認等）
- ・地区福祉委員会（関係団体間の連携・協力体制等）

<関係機関・団体の役割>

- ・社会福祉協議会（ボランティアコーディネート等）
- ・社会福祉施設等（避難行動要支援者受入れ、相談等）
- ・保健所（健康管理、指導助言等）
- ・警察署（災害警備活動等）
- ・子ども家庭センター（児童の心のケア、指導助言等）
- ・地域包括支援センター・委託相談支援事業所（情報提供、相談への対応等）
- ・医療機関（緊急医療体制への支援協力等）
- ・NPO・ボランティア団体等（支援活動等）

<避難行動要支援者自身の役割>

- ・避難行動要支援者自身やその家族等の日頃の備え（避難支援者等との関係づくり、必要な支援内容の伝達、避難経路の確認、非常持ち出し品等の準備、災害に備えた備蓄等）



(避難支援者)

町会・自治会、地区市民協議会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会、消防団、水防団、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡会、地域住民等

※避難支援者の善意によって成り立つ任意の仕組みであり、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、避難支援者に責任を伴うものではない。

図1 避難行動要支援者支援の推進体制(平常時)

3. 避難行動要支援者情報の把握・共有

●避難行動要支援者名簿の作成

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することの困難な者が、地域の中で支援を迅速に受けられるよう、必要な情報を平常時から市と地域で共有するために避難行動要支援者名簿を作成します。

●名簿の情報提供

名簿情報を提供することの同意が得られた者の名簿情報を、平常時から警察署、消防本部、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会及び社会福祉協議会に提供します。

避難行動要支援者名簿と名簿情報の適正管理及び更新
<p><避難行動要支援者名簿の記載事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 氏名 イ. 生年月日 ウ. 性別 エ. 住所又は居所 オ. 電話番号・携帯電話 カ. 避難支援を必要とする事由 キ. 緊急時連絡先 ク. 所属町会・自治会等 <p>・名簿に記載された情報の適正管理を行うため、「岸和田市情報セキュリティポリシー」に基づき、当該個人情報の適切な管理を徹底し、避難支援等関係者は市へ避難行動要支援者名簿管理届を提出する。</p> <p>・避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、その異動や状況の変化を把握した場合、随時に追加や修正を行い、常に最新の情報とする。</p>

名簿情報提供の流れ

(平常時)

「名簿の提供に同意した人」の名簿

名簿の提供先

避難支援等関係者
警察署・消防本部、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会、社会福祉協議会

(災害時)

「避難行動要支援者全て」の名簿
(名簿提供不同意者を含む)

避難支援者
避難支援等関係者＋消防団、水防団、地区市民協議会

※災害時においては、災害対策基本法第49条の11の規定に基づき、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報の提供が可能となります。

4. 避難支援プラン個別避難計画について

●個別避難計画

個別避難計画とは、避難行動要支援者全体の避難支援のあり方を定める全体計画に対して、避難行動要支援者個々に係る、避難支援等実施者や避難所、避難経路など避難支援の方法、避難時の配慮事項等を具体的に記載したものです。

●個別避難計画の作成

作成等の同意により避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画作成に参画する者等に、提供します。

避難行動要支援者への支援方法
<p>避難支援等関係者が避難行動要支援者への具体的な支援方法について打合せよう協力を求めます。</p> <p><具体的な支援方法に関する調整> 避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるように次の情報を記録するように努める。 (災害発生時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所・避難経路、本人又は家族が不在で連絡が取れないときの対応等)</p> <p><避難行動要支援者と避難支援者のマッチング> 避難行動要支援者と避難支援者の対応については、避難支援等関係者等で調整することが適切であり、その際できるだけ複数の避難支援者が相互に補完しながら避難支援にあたる。</p> <p><避難行動要支援者の個人情報についての配慮> 市は、個人情報の保護に関し、避難支援等関係者へ十分説明を行う。</p>

5. 情報伝達体制の整備

●避難行動要支援者への情報伝達

市は防災行政無線、エリアメール/緊急速報メールなど様々な情報伝達手段により、避難行動要支援者へ避難情報等の防災情報を提供します。

●避難支援訓練の実施

関係機関は、協力・連携し名簿のうち情報提供の同意が得られた者に対し、避難支援訓練を実施します。

●安否情報の収集体制

市、避難支援者、避難支援関係機関は、協力して避難行動要支援者の安否確認を行います。

●避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は関係者に対し、避難行動要支援者の情報の収集・共有や避難支援の方法等について説明会等で普及を図ります。

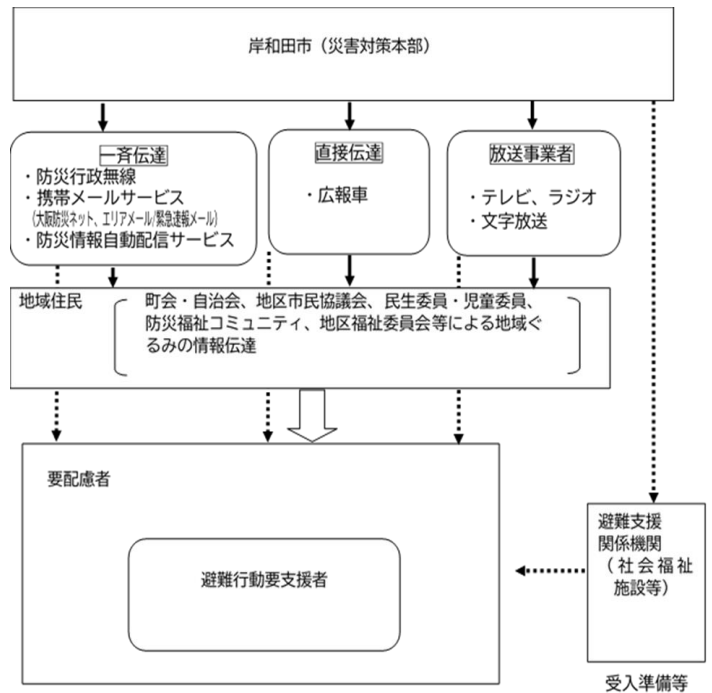


図2 避難行動要支援者への情報伝達（災害時）

6. 避難支援等の実施

●市における避難支援の実施

市は、災害情報等に基づき、市災害対策本部の福祉救護部内に避難行動要支援者支援班を設置し、避難支援体制を整えます。

●名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

災害が発生するなど、避難行動要支援者名簿登録者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援者に提供します。

●地域における避難支援の実施

避難支援者は、災害発生時に、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を実施します。

●安否確認の実施

安否確認は、避難行動要支援者との対面や電話連絡などの直接的な方法によって、迅速に行います。

避難支援の連携
<p><社会福祉施設等の避難支援体制の実施> 社会福祉施設等は、市から提供される防災情報等に基づき、避難行動要支援者の受入れや移動支援などに努め、避難情報の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。</p>
<p><NPO・ボランティア等との連携> 市、社会福祉協議会、町会・自治会、防災福祉コミュニティ等は、避難支援におけるNPO・ボランティア等との連携を図る。</p>

7. 避難所等における支援体制

●避難所における避難行動要支援者支援体制

避難行動要支援者のニーズは多様であることから、避難所における支援対策には以下のような環境整備が必要となります。

- ・避難行動要支援者の要望把握
- ・視覚・聴覚障害者、外国人など情報伝達方法への配慮
- ・避難生活が長期化する場合は、心身の健康管理や健康相談を行いながら、福祉避難室の設置、福祉避難所への移送の検討など

●避難所等における避難行動要支援者支援の実施

平常時には、市及び避難所の施設管理者は、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所におけるニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握します。

災害時には、市は、避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者のニーズに対し各避難所と連携して支援を実施します。また、避難行動要支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について優先的に対応します。

●福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者の避難所として、利用に適し、生活相談職員等の確保が比較的容易な社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努めます。

(福祉避難室)

災害時に、高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される一般の避難所の一部で、具体的な場所の指定、開設及び指定の解除は、避難所運営委員会の意見を参考に施設管理者と協議の上、定めていく。

避難所における避難行動要支援者支援体制

- ア. 相談窓口の設置
福祉関係者等の協力を得て、専門の相談窓口を設置する
- イ. 情報提供
それぞれの心身の状態に配慮し、紙媒体や音声、文字など様々な方法により情報提供を実施する。
- ウ. 福祉避難室の設置
避難所での集団生活が困難である場合、応急措置として避難行動要支援者のために区画されたスペースを用意して対応する。
- エ. 福祉サービスの継続
サービス事業所等と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努める。
- オ. 健康管理
関係機関と連携しながら健康管理のほか、感染症対策など効果的で継続的な保健活動を行う。
- カ. こころのケア
専門家の協力を得ながら、こころのケア相談に努める。
- キ. 避難所以外の避難行動要支援者への支援
自宅等で避難生活を送る避難行動要支援者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながら、ニーズの把握を行う。
- ク. 福祉避難所・医療機関等への移送
健康状態の確認や相談に応じながら、結果によっては、福祉避難所への移送を検討し、また福祉施設等へ緊急入所、医療機関への入院などの対応を行う。

(福祉避難所)

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことであり、災害時において、社会福祉施設などの協力を得て開設する。

岸和田市避難行動要支援者支援プラン(概要版)

令和5年8月

【改訂】

岸和田市 保健部・福祉部・危機管理部

避難行動要支援者支援プラン

「避難行動要支援者支援連絡会議」

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話 (072) 423-2121 (代)